

4. 第111回労働政策審議会労働条件分科会（2014年4月3日）

○鈴木重也 使用者側委員（経団連労働法制本部主幹）

規制改革会議の意見書というのは、適用除外制度の新設の提言ということでございますが、その中身の肝としては、適用除外対象者に対する健康・確保措置を充実させるということ。

適用除外制度を入れるかどうかというのは、あくまでも個別企業労使が判断に委ねているということ。

第3に、ここも大変大きな肝だと思いますけれども、当初、労使自治が機能していることについて疑う余地のない過半数労働組合がある企業に限定しているという点にあらうかと思えます。

細かい点は、まさに労働側、使側が入っている労働政策審議会の中で議論をしていく必要があると思っておりますが、規制改革会議の提案に私どもとしては基本的に賛成をしまして、今後、適用除外制度を導入することと、適用除外対象者に対して、労働時間の規制と休日・休暇取得促進の措置をとるということをパッケージ、セットとして手当てをするという議論をぜひ進めていきたいと考えています。

以上